



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号  
会社名 株式会社 アクセス  
代表者の  
役職氏名 代表取締役 山田 欣吾  
( JASDAQ コード番号 : 4 7 0 0 )  
問い合わせ先 管理本部 管理部  
部長 仲橋 孝治  
電話番号 ( 0 6 ) 6 2 0 8 - 1 6 0 0

#### 過年度決算短信等の修正に関するお知らせ

平成 20 年 4 月 28 日付「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」により公表いたしましたとおり、当社において、過年度にわたり不適切な会計処理(以下「本不適切会計処理」といいます。)が行われていたことが判明いたしております。株主・投資家及び市場関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当該事実を受けて当社では、社内調査委員会を設置し顧問弁護士および会計監査人との緊密な連携を取りつつ、過年度業績訂正の正確な数値の把握に努めてまいりました。

この度、当社取締役会は、社内調査委員会より本不適切会計処理に関する「会計最終報告」について報告を受けたことに伴い、本日開催の取締役会において過去 5 期分の決算短信の訂正並びに過去 3 期分の中間決算短信の訂正の他、過年度の有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書について決議し関東財務局長宛に提出いたしました。

訂正後の連結財務諸表及び財務諸表については、会計監査人である新日本監査法人より監査報告書を受領し、無限定適正意見をいただいております。

今般、不祥事を発生させるに至ったことを全社で深く反省し、これを契機として、社内の意識改革の徹底と内部統制システムの再構築によって、二度とこのようなことを起こさないコンプライアンス重視の健全な経営体制を全力で構築して参る決意であります。

## 1 過年度業績への影響金額

平成 15 年 3 月期から平成 19 年 9 月中間期における本不適切会計処理による過年度業績への影響額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	修正前 連結売上高	修正後 連結売上高	差額
平成 15 年 3 月期	2,860	2,860	-
平成 16 年 3 月期	1,452	1,452	-
平成 17 年 3 月期	2,913	1,638	1,274
平成 18 年 3 月期	1,980	2,736	756
平成 19 年 3 月期	2,313	2,751	438
平成 19 年 9 月中間期	1,089	1,093	4
累計額			76

(注 1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(注 2) 平成 20 年 3 月期の売上に与える影響は、8 百万円の増加となります。

(単位：百万円)

	修正前 連結純利益	修正後 連結純利益	差額
平成 15 年 3 月期	1,044	1,119	74
平成 16 年 3 月期	2,709	2,718	9
平成 17 年 3 月期	214	1,133	1,347
平成 18 年 3 月期	2,374	1,142	1,232
平成 19 年 3 月期	6,683	6,772	88
平成 19 年 9 月中間期	255	251	4
累計額			106

(注 1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(注 2) 平成 20 年 3 月期の利益に与える影響は、8 百万円の増加となります。

(注 3) は損失を意味します。

(ご参考)：平成 20 年 3 月期の連結業績予想 (平成 20 年 4 月 28 日付公表)

(単位：百万円)

連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結純利益
3,150	70	280	230

(注 1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(注 2) 上記の業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報に

基づき作成したものであり、実際の業績は、様々な要因によって上記予想数値とは異なる場合があります。

## 2 訂正を行なう過年度決算短信及び中間決算短信

当社は、本不適切会計処理がなされた期間（平成14年7月から平成19年3月まで）については、期ごとに訂正した決算短信及び中間決算短信を開示しておりますので、訂正の詳細については、下記をご参照下さい。なお、同期間の有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書につきましては、本日提出を行っております。

- （訂正）平成15年3月期決算短信（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）
- （訂正）平成16年3月期決算短信（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）
- （訂正）平成17年3月期決算短信（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）
- （訂正）平成18年3月期決算短信（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
- （訂正）平成19年3月期決算短信（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
- （訂正）平成17年9月期中間決算短信（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）
- （訂正）平成18年9月期中間決算短信（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）
- （訂正）平成19年9月期中間決算短信（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

## 3 社内調査委員会の「会計最終報告」の概要

社内調査委員会は、本件に関し、徹底した調査を実施し、事実関係の把握及び影響範囲の特定等に努めてまいりましたが、本日、その結果を「会計最終報告」として取締役会に提出し、報告を行いました。調査方法及び調査結果等の概要は以下のとおりです。（報告内容につきましては、別添「社内調査 会計最終報告」をご参照ください。また、取締役会においてより詳細の記載された別紙添付資料も報告されておりますが、現在、当局により調査を受けている最中であり細かい経緯につきましては、取締役会の決定の結果この度開示は控えさせていただきます。）

### (1) 調査対象年度

証券取引等監視委員会からは、平成17年3月期に不適切な会計処理がなされたとの指摘でしたが、社内調査委員会では、当社株式上場後の平成11年3月期から平成19年9月期までを調査対象年度と定め調査を行いました。

### (2) 調査方法

代表取締役である山田欣吾を委員長とし、管理本部、内部監査室、企画室を中心としたメンバーと三井法律事務所及び藤井公認会計士事務所のアドバイザーを加えた共同体制による調査を行いました。なお、調査の主たる内容は以下のとおりです。

#### 関係者へのインタビュー

- i. 前代表取締役社長
- ii. 前代表取締役専務
- iii. 前常務取締役
- iv. 各プロジェクトマネージャー
- v. 会計担当部長
- vi. 社員その他の関係者

#### 契約書、検収書等、証跡類の収集、分析、精査

- i. 見積書、発注書、契約書、納品書、検収書
- ii. 体制図
- iii. スケジュール
- iv. 顧客訪問報告書
- v. 電子メール
- vi. その他関係資料

#### 会計帳簿の収集、分析

- i. 総勘定元帳等
- ii. 入金記録
- iii. 送金記録

#### 社員に対するアンケート調査の実施

### (3) 不適切な会計処理の内容

本不適切会計処理の内容は、「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」により公表いたしましたとおり、システム開発関連取引において行われた不適切な売上計上と不適切な原価処理であります。

#### 不適切な売上計上について

まず、不適切な売上計上についてですが、これは平成 17 年 3 月期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）に、6 件のシステム開発関連取引において行われたものであり、具体的には、平成 17 年 3 月期の売上高を増やし赤字を回避するために、顧客から検収書などを事前に受領するなどしたうえで、本来、翌期以降に売上計上すべき取引の売上を平成 17 年 3 月期決算で計上したというものです。

かかる不適切な売上計上がなされた取引については、翌期以降、実際の納品、検収・受領がなされたものがほとんどですが、一部については翌期に取引がキャンセルされています。

平成 17 年 3 月期決算において不適切な売上計上がなされた 6 件の取引の概要は、以下に記載のとおりとなります。

i. A社との取引

A社との間の取引に関しては、平成17年6月までを試用期間とし、当該試用期間が完了するまでの間に、A社が製品を使わないと判断した場合、A社は契約を解約することができるという解約条件付きの覚書が締結されていましたが、A社に対する納品が一部不完全であり、かつ、上記試用期間が経過していないにもかかわらず、平成17年3月期決算において、当該年度にパッケージソフトの一括販売取引がなされたものとして、約2億円の不適切な売上計上が行なわれておりました。

ii. B社との取引

B社と正式な契約を締結しておらず、受注見込みの状況で先行作業を行っていましたが、形式的な納品を行ったうえ、平成17年3月期決算において上記先行作業分の売上として約2億円の不適切な売上計上が行なわれておりました。なお、当該案件については、平成18年3月期において、完成品が納品されております。

iii. C社との取引

C社に対する納品は、平成17年4月以降とされており、かつ、当該取引は販売契約ではなく、3年間のライセンス提供取引であったにもかかわらず、パッケージソフトの一括販売取引として、期間按分することなく平成17年3月期に一括して約0.5億円の売上計上が行なわれておりました。

iv. D社との取引

D社との間の取引に関しては、正式な契約が締結されるまでの間は債権債務が発生しない旨の確認書が別途締結されていましたが、平成17年3月に形式的に納品を行ったように装ったうえ、正式な契約が締結されていないにもかかわらず、パッケージソフトの販売取引として、平成17年3月期に約3.6億円の売上計上が行なわれておりました。

v. E社との取引

E社との間の取引に関しては、正式な契約が締結されるまでの間は債権債務が発生しない旨の確認書が別途締結されていましたが、E社と正式な契約を締結しておらず、受注見込みの状況で先行作業を行ったうえ、形式的に納品を行ったように装うことで、平成17年3月期決算において、上記先行作業分の売上として約4.0億円の不適切な売上計上が行なわれておりました。

vi. F社との取引

F社に対して平成17年3月に形式的に納品を行ったように装い、平成17年3月期決算においてシステム開発案件として0.5億円の売上計上が行われておりました。また、当該案件は、結果としてキャンセルとなりましたが、翌期以降も売上の取消処理が行なわれず、F社との間の別取引に関する売上と相殺処理が行なわれておりました。

#### 不適切な原価処理について

また、不適切な原価処理については、平成 14 年 7 月から平成 19 年 3 月までの間、当社の当時の役職員によって、当社の特定の協力会社（以下「協力会社」といいます。）に作業を発注する形を装い、作業原価（外注費）名目で約 20 億円の支出がなされていたというものです。具体的には、韓国でソフトウェア販売事業を行う会社（以下「ソフトウェア事業会社」といいます。）の当社に対するリース料の支払いを滞らせないようにすることなどを目的として、リース料支払の原資となる金員を実在するいくつかの開発案件等に上乗せして、作業原価（外注費）として協力会社に支払い、協力会社は、ソフトウェア販売の代金名目でソフトウェア事業会社に支払っていたというものです。

このたびの訂正においては、外注費（売上原価）又は仕掛品ではなく、平成 14 年 7 月からの支払の都度、特別損失として振替訂正処理を行っており、この影響による連結純利益修正額（減額）は累計 0.9 億円となります。

以上のとおり、及び の取引に照らし、平成 17 年 3 月期の売上修正額（減額）は、12.7 億円となり、この影響などによる連結純利益修正額（減額）は、13.4 億円となりました。また、修正された売上高のうち、翌期以降に売上高が認識されたことによる 18 年 3 月期の売上高修正額（増額）は、7.5 億円、平成 19 年 3 月期の売上高修正額（増額）は、4.3 億円であり、この影響などによる連結純利益修正額（増額）は、それぞれ平成 18 年 3 月期 12.3 億、平成 19 年 3 月期 0.8 億円であります。

#### (4) 不適切な会計処理がなされるに至った原因等

現段階の社内調査委員会の報告においては、当時、当社は、赤字決算が続いていたため、金融機関の信用を維持し、資金調達手段を確保するためには、平成 17 年 3 月期の決算を黒字化することが必須であると考えられていたところ、以下の 3 点が主たる原因となって、元社長からの指示により当時の役職員が黒字化を図るため本不適切会計処理がなされたとの指摘がなされております。

創業者オーナーである元社長の考え方や方針に当社役職員が反対意見を言える環境ではなかった。そのため当社においてオーナー経営に対する監視・監督が十分に行われず、コーポレートガバナンスが機能不全に陥っていたこと

売上目標の必達という考えが会社全体を支配する中、財務報告にかかる内部統制における監視活動が十分に行われていなかったこと

当初計画されていた売上高の実現が難しくなり、危機感が募る中、平成 17 年 3 月期決算での黒字化を優先するあまり、企業会計に関わる法令等遵守が軽視されてしまったという統制環境の不備があったこと

(5) 今後の調査について

社内調査委員会は、「会計最終報告」を提出した後も、本不適切会計処理の動機及び発生原因の細部について、さらなる調査や検証を徹底して実施し、本不適切会計処理の発生原因を踏まえ、( )コーポレートガバナンスの強化、( )財務報告内部統制における監視活動の強化、( )統制環境の強化等を主たる内容とする再発防止策(案)を策定するとともに、法的措置も含めた関係者の処分の検討を進め、平成 20 年 6 月中旬ころには、最終報告書として、それらの内容を報告する予定であります。

以 上

(参考) 外部調査委員会の体制

(1) 外部調査委員会の役割

社内調査は、当社が自浄機能を有していることの証として、当社において自律的に行っているものでありますが、当社取締役会は、上記の不適切な会計処理が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしたことを受け、改めて、社内調査報告の内容のとおり、関係者の処分および再発防止策について、お手盛りになっていないか、身内に甘いものになっていないかを、外部の独立した有識者の立場から検証される必要があると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、平成20年4月28日付で外部調査委員会の設置を決議し、社内調査報告により明らかになった不適切な会計処理の内容及び発生原因を踏まえ、関係者の処分及び再発防止策の内容の適正について検証をいただくとともに、有益な助言・指導をいただくべく、これらの事項を諮問いたしております。

(2) 外部調査委員会のメンバー（敬称略）

- ・稲葉 威雄（委員長）      弁護士（元広島高等裁判所長官・元早稲田大学法科大学院教授〔会社法〕）
- ・花堂 靖仁                      早稲田大学経営専門職大学院教授
- ・福本 修也                      弁護士（元東京地方検察庁検事）

(3) 外部調査委員会メンバーの選定

外部調査委員会のメンバーに関しましては、公平性、透明性を期するために、社内調査委員会の外部アドバイザーに推薦していただき、取締役会の決議により選定しております。

以 上

---

---

# 社内調査 会計最終報告

---

---

平成 20 年 5 月 16 日

株式会社アクセス 社内調査委員会

## 社内調査 第2次 中間報告書（会計最終報告）

平成 20 年 5 月 16 日

株式会社アクセス 取締役会 御中  
監査役会 御中

社内調査委員会  
委員長 山田 欣吾

今般、当委員会は、株式会社アクセス（以下、「当社」といいます。）の取締役会から平成 17 年 3 月期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）の決算・中間決算において、一部の役職員が複数のシステム開発案件において不適切な売上計上を行っていたこと、及び平成 14 年 7 月～平成 19 年 3 月まで、一部不適切な原価処理が行われていたことについて調査を求められたことに対し、以下の通り、報告します。

### 第 1 経緯

#### 1 不適切な会計処理の疑いが判明した経緯

当社は、昨年来、証券取引等監視委員会から、当社の平成 17 年 3 月期売上計上に係る取引を中心とした過年度にわたる会計処理について、不適切な会計処理が行われていた可能性がある旨の指摘を受けました。同委員会の調査に協力していたところ、当社において平成 20 年 1 月中旬ごろ、不適切な会計処理が存在していたとの疑義が高まりました。

#### 2 本報告までの経緯

##### (1) 社内調査の開始

上記 1 の不適切な会計処理の疑義が高まったところで、当社は、先ずはその詳細の把握に努めるべく、会計の有識者（藤井公認会計士事務所）及び法律の有識者（三井法律事務所）とアドバイザー契約を締結し、株式上場後の平成 11 年 3 月期から平成 19 年 9 月期までを調査対象期間とし、全容の解明に努めました。

##### (2) 会計監査人の訪問

上記 1 の不適切な会計処理の疑義が高まったところで、平成 20 年 3 月 21 日、当社の会計監査人である新日本監査法人に対し、当該不適切な会計処理について説明を行い、調査内容の検討を依頼しました。

(3) 社内調査委員会の発足

相当程度の概要が明らかとなった段階である平成 20 年 4 月 1 日に、社内調査委員会（委員長：代表取締役 山田欣吾、当時は取締役）の発足を機関決定いたしました。

(4) 社内調査委員会の役割

社内委員会の役割は、以下の項目について調査・検討を行い、取締役会及び監査役会に報告することです。

実関係の把握  
影響範囲の特定  
原因及びその動機の解明  
責任の所在の確定  
再発防止策の策定  
関係者の処分案の策定

3 . 会計最終報告

社内調査委員会は、平成 20 年 5 月 16 日開催の委員会において、上記(4)の役割事項のうち、乃至 についての結論を得ました。

4 . 報告

社内調査委員会は、会計最終報告後も適宜、関係者の処分及び再発防止策について検討を続け、平成 20 年 6 月中旬には、最終報告書として報告する予定であります。

## 第2 調査体制の概要

### 1. 社内調査委員会

#### (1) 社内調査委員会のメンバー構成

社内調査委員会のメンバー構成は以下のとおりです。

	現役職	氏名
委員長	代表取締役	山田 欣吾
委員	内部監査室室長	原田 洋
委員	管理本部管理部兼総務部部长	仲橋 孝治
委員	管理本部総務部	後藤 康伺
委員	企画室	安藤 智幸
三井法律事務所	弁護士	大塚 和成
藤井公認会計士事務所	公認会計士	藤井 泰博

#### (2) 調査対象年度

証券取引等監視委員会からは、平成17年3月期に不適切な会計処理がなされていたとの指摘でしたが、当委員会としましては、株式上場後の平成11年3月期から平成19年9月期までを調査対象年度と定め調査を進めました。

#### (3) 調査方法

社内調査委員会は、管理本部、内部監査室、企画室を中心としたメンバーと三井法律事務所及び藤井公認会計士事務所のアドバイザーを加えた共同体制により、以下のような調査を行ないました。

- ・ 関係者へのインタビュー
  - 前代表取締役社長
  - 前代表取締役専務
  - 前常務取締役
  - 各プロジェクトマネージャー
  - 会計担当部長

- ・ 契約書・検収書等、証憑類の収集、分析、精査  
見積書、発注書、契約書、納品書、検収書  
体制図  
スケジュール記録  
顧客訪問報告書  
メール
- ・ 会計帳簿の収集・分析  
総勘定元帳等  
入金記録  
送金記録
- ・ 社員に対するアンケート調査の実施

## 2. 外部委員会の体制（参考）

### (1) 外部委員会の役割

社内調査は、当社が自浄機能を有していることの証として、当社において自律的に行っているものでありますが、当社取締役会は、上記の不適切な会計処理が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にも多大なるご迷惑をおかけしたことを受け、改めて、社内調査報告の内容のうち、関係者の処分及び再発防止策について、お手盛りになっていないか、身内に甘いものになっていないかを、外部の独立した有識者の立場から検証される必要があると感じました。

そこで、当社取締役会は、平成20年4月28日付けで外部調査委員会の設置を決議し、社内調査報告により明らかとなった不適切な会計処理の内容及び原因を踏まえ、関係者の処分及び再発防止策の内容の適正性について検証を頂くとともに、有益な助言・指導をいただくべく、諮問することとしました。

### (2) 外部調査委員会のメンバー（敬称略）

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ・ 稲葉 威雄 | 弁護士（元広島高等裁判所長官）  |
| ・ 花堂 靖仁 | 早稲田大学経営専門職大学院教授  |
| ・ 福本 修也 | 弁護士（元 東京地方検察庁検事） |

### (3) 外部調査委員会メンバーの選定

外部調査委員会のメンバー選定に関しましては、公平性、透明性を期するために、社内調査委員会の外部アドバイザーに推薦していただき、取締役会の決議により選任いたしました。

### 第3 不適切な会計処理の内容

#### 1. 不適切な会計処理の疑いのある事象

前述のように網羅的に調査した結果、当委員会としては、不適切な売上計上の問題については、平成17年3月期の6案件に限定されるものとの判断にいたりました。また、不適切な原価処理については、特定取引先に対する支出を外注費として処理されたものですが、こちらにおきまして、平成14年7月から平成19年3月までの間に特定の1社との間での取引に限定されるものであるとの判断にいたりました。当委員会は、これらの7案件について詳細な調査を実施いたしました。

そして、当委員会では、不適切な会計処理は当該7案件に限定されるものとし、当該案件の調査結果を踏まえ、対象となる期間の訂正有価証券報告書及び訂正半期報告書の作成を行ないます。

#### 2. 不適切な会計処理の内容

##### (1) 不適切な会計処理の概要

不適切な会計処理の内容は、下記のとおりであります。

- ・ 不適切な売上計上の内容について

当社の創業者が代表取締役社長であった平成17年3月期（平成16年4月1日～平成17年3月31日）の決算、及び中間期において、

##### 確定受注案件についての早期売上計上

契約処理は完了していたものの、納品日に未完成品、または、異なるものを納品し、売上計上をしていました。

##### 未確定受注案件の見込みによる早期売上計上

受注見込みの状況の中で、先行作業を行い、その先行作業分の売上として未完成品、または、異なるものを納品し売上計上していました。

##### 解約条件付や最終顧客との契約締結ができるまで請求しない等の条件付契約案件の売上計上

試行期間が完了した段階で使わないと判断すれば解約する、といった解約条件付の覚書がある事案や最終顧客と契約できるまで請求しない、といった誓約書付の契約にも関わらず、納品時点で売上計上を行っていました。

なお、平成 16 年 3 月以前、及び平成 17 年 4 月以降については、不適切な売上処理が行われていないことが確認されました。

・ 不適切な原価処理について

韓国で ASP 事業をしている会社 (A 社) に販売したローン業務システムを当社がリース会社からセールアンドリースバックし、A 社に対して転貸リースしていました。そのリース料支払いが滞らないように、協力会社に作業を発注する形に偽装し、その支払い費用を作業原価として、実在するいくつかの開発案件に上乘せしていました。

会計処理については、売上については期ずれ、或いは、売上のタイミングが早すぎ、本来であれば、計上すべきではなかったものであり、不適切な原価処理については、本来原価ではなく、特別損失とすべきでありました。

(2) 不適切な会計処理の影響額

平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期における、不適切な会計処理の売上、及び当期利益に与える影響額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	修正前 連結売上高	修正後 連結売上高	差額
平成 15 年 3 月期	2,860	2,860	-
平成 16 年 3 月期	1,452	1,452	-
平成 17 年 3 月期	2,913	1,638	1,274
平成 18 年 3 月期	1,980	2,736	756
平成 19 年 3 月期	2,313	2,751	438
平成 19 年 9 月中間期	1,089	1,093	4

(注 1) 平成 20 年 3 月期の売上に与える影響は、8 百万円となる見込みであります。

(単位：百万円)

	修正前 当期純利益	修正後 当期純利益	差額
平成 15 年 3 月期	1,044	1,119	74
平成 16 年 3 月期	2,709	2,718	9
平成 17 年 3 月期	214	1,133	1,347
平成 18 年 3 月期	2,374	1,142	1,232
平成 19 年 3 月期	6,683	6,772	88
平成 19 年 9 月中間期	255	251	4

(注1) 平成 20 年 3 月期の損益に与える影響は 8 百万円となる見込みであります。

(注2) は損失を意味します。

以 上